明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（四八）　二
○国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（四九）　二
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一二）　五
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書への締約国の追加に関する件（外務一〇九）　六
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書への締約国の追加に関する件（同一一〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産五六三～五七一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（経済産業三二）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四三九～四四六）　八
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　九
〔人事異動〕
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
地方公共団体　九
教育職員免許状失効関係　九
会社その他　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇
人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　一〇
公聴会　一〇
植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示（農林水産省）　一〇
〔資　料〕
平成三十年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁　一二
公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第四八号）（農林水産省）

1　東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付けの特例等の適用期間を平成三一年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第四九号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正関係

平成三〇年度から都道府県及び当該都道府県内の市町村が国民健康保険の保険者となることに伴い、被保険者が同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合に、当該被保険者の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ規定を設けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

国民健康保険事業の財政運営が平成三〇年度から都道府県単位となることに伴い、激変緩和措置として調整交付金の特例を設けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　住民基本台帳法施行令の一部改正関係

都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とされることに伴い、転入届等に付記すべき国民健康保険の被保険者の資格に係る事項について所要の規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

四　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。